

被災者生活再建支援法及び、災害等廃棄物処理事業補助金制度の拡充を求める意見書

七月五日に発生した九州北部豪雨は、福岡、大分両県で死者三十四名、行方不明者四名、被災家屋三千五百六十余件等、甚大な被害をもたらした。今なお多くの被災住民が避難生活を余儀なくされ、生活、生業の再建へ不安な日々を過ごしている。今、平穏な日常を一瞬にして奪われた被災住民が、再建に踏み出せる支援こそが切に求められている。

とりわけ住宅の再建は重要である。住宅が再建され、人々が暮らし始めてこそ、被災地の産業も商店街も復興の目途が立つのであり、住宅の再建は復興の大前提である。

しかるに、その目的に「生活再建を支援し、被災地の速やかな復興に資する」とうたう被災者生活再建支援制度は、一市町村で十世帯以上か、一都道府県で百世帯以上が全壊などの対象要件を付け、支援金支給は全壊または解体せざるを得ない半壊が最大三百万円、大規模半壊が二百五十万円、それ以外の半壊や一部損壊は対象外と極めて限定的である。大規模災害復興法や改正災害対策法に盛り込まれた「被災者一人一人の生活再建」という基本理念に照らせば、災害規模の大小で適用対象の線引きをすることは不適切である。住宅再建をする場合、最大三百万円ではその頭金にもならず、二重ローンを抱えることになる被災者にとって、決断を促し励ますことにならない。また、一部損壊でも修理には多大な費用が必要である。現行の制度は、被災者の深刻な実情を直視せず、住宅の自力再建への大きな困難をもたらしている。

さらに、被災市町村に対して支援する災害等廃棄物処理事業補助金は、家屋の解体撤去について全壊家屋のみを対象とし、半壊家屋はひとしく適用されない。住むことができない家屋の解体撤去は、地域の復興にとって大前提であり、現行制度では、市町村の莫大な負担とならざるを得ないのが実情である。

よって福岡県議会は政府に対し、被災者生活再建支援法を抜本的に見直し、適用対象、支給金額等を拡充し、併せて災害等廃棄物処理事業補助金制度の適用範囲を見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十九年九月 日

福岡県議会議長 樋口 明

内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
内閣官房長官	菅 義偉 殿
内閣府特命担当大臣	小此木 八郎 殿